

広島県縮景園管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十五号

広島県縮景園管理規則の一部を改正する規則

広島県縮景園管理規則（平成二十一年広島県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

第九条第一項中「第十一条第三項」を「第十三条第三項」に改める。

第十条の見出し中「利用料金」を「入園料」に改め、同条第一項中「指定管理者」を「知事」に、「入園に係る利用料金」を「入園料」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第十二条を第十四条とする。

第十一条中「前条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第十三条とする。

第十条の次に次の二条を加える。

（利用料金の免除）

第十一条 指定管理者は、条例第十四条第一項に該当する場合は、駐車場の利用料金を免除する。

2 指定管理者は、県が主催する事業のために施設等を利用する場合は、利用料金を免除する。

（入園料の免除手続）

第十二条 第十条の規定により入園料の免除を受けようとする者は、条例第十二条第一項第一号から第七号までのいずれか又は同項第九号に該当することを証する書類を指定管理者に提示しなければならない。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。